

第2節 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成 17 年度に近畿ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、2,451.3 万トンとなっており、このうち、25.1%に当たる 613.8 万トンが排出府県を越えて処理されている。613.8 万トンの広域移動量のうち、474.4 万トンが中間処理目的、139.4 万トンが最終処分目的で移動している。（図 5-20 参照）

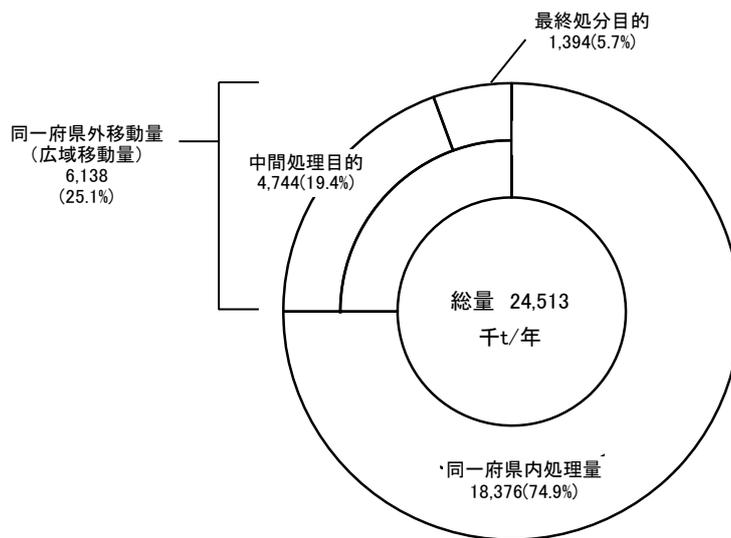


図 5-20 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動（平成 17 年度）

府県別にみると、大阪府からの搬出量が近畿ブロック全体の広域移動量の 37.0%で最も多く、次いで、兵庫県が 32.2%、以下、京都府が 11.5%、滋賀県が 10.3%となっている。（図 5-21 参照）

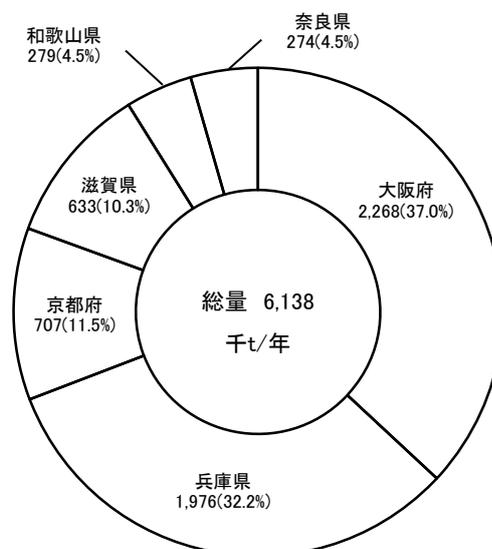


図 5-21 近畿ブロックにおける府県別の産業廃棄物の広域移動（平成 17 年度）

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が 174.6 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 151.0 万トン、以下、京都府が 62.1 万トン、滋賀県が 50.3 万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの県外搬出量が 52.2 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 46.6 万トン、以下、和歌山県が 15.5 万トン、滋賀県が 13.1 万トンとなっている。(図 5-22 参照)

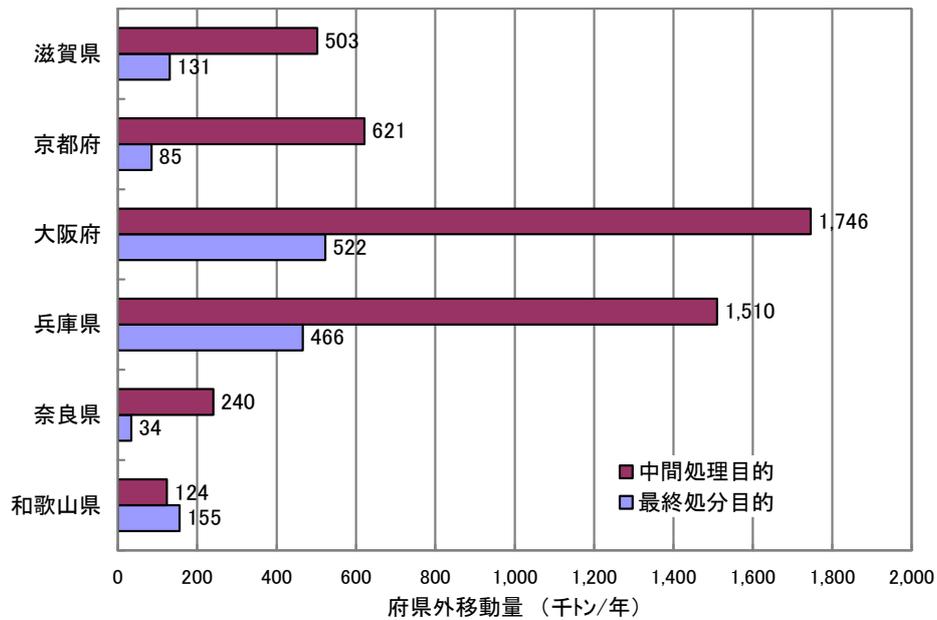


図 5-22 近畿ブロックにおける府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動（平成 17 年度）

2 府県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-2、図 5-23 のとおりである。

- 1) 中間処理目的(図 4-14)で移動した産業廃棄物は、種類ごとに処理後の最終処分量^{※1}を算出し、更に、移動先の都道府県での中間処理後の最終処分先^{※2}を推定し、産業廃棄物を排出した府県と最終的に処分された都道府県を推定した。
- 2) 最終処分目的(図 4-15)で移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出したものが当該府県内の中間処理業者で処理された後、他の都道府県で処分される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の府県間移動量を、当該府県で発生した移動と、中間処理目的で当該府県に搬入された後、処理後の他の都道府県へ移動する量に分けた^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、近畿ブロックからの最終処分量に基づく、広域移動量を算出した。

※1~※3の計算式については、巻末参照

表 5-2 府県外最終処分状況(最終処分量換算)

(単位:千t/年)

搬入先地域	搬出元	計	搬出先						
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
滋賀県		2		0	1	1	0	0	
京都府		3	0		2	0	0	0	
大阪府		1	0	0		0	0	0	
兵庫県		18	6	3	2		5	2	
奈良県		5	2	1	1	1		0	
和歌山県		0	0	0		0	0		
ブロック内計		29	8	4	7	2	5	2	
ブロック外計		84	8	16	42	13	3	2	
北海道・東北		0	0	0	0	0	0	0	
関東		3	0	0	2	1	0	0	
中部		32	2	11	14	4	1	0	
中国		24	4	3	12	3	1	1	
四国		0	0	0	0	0	0	0	
九州・沖縄		24	2	2	13	5	1	1	

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

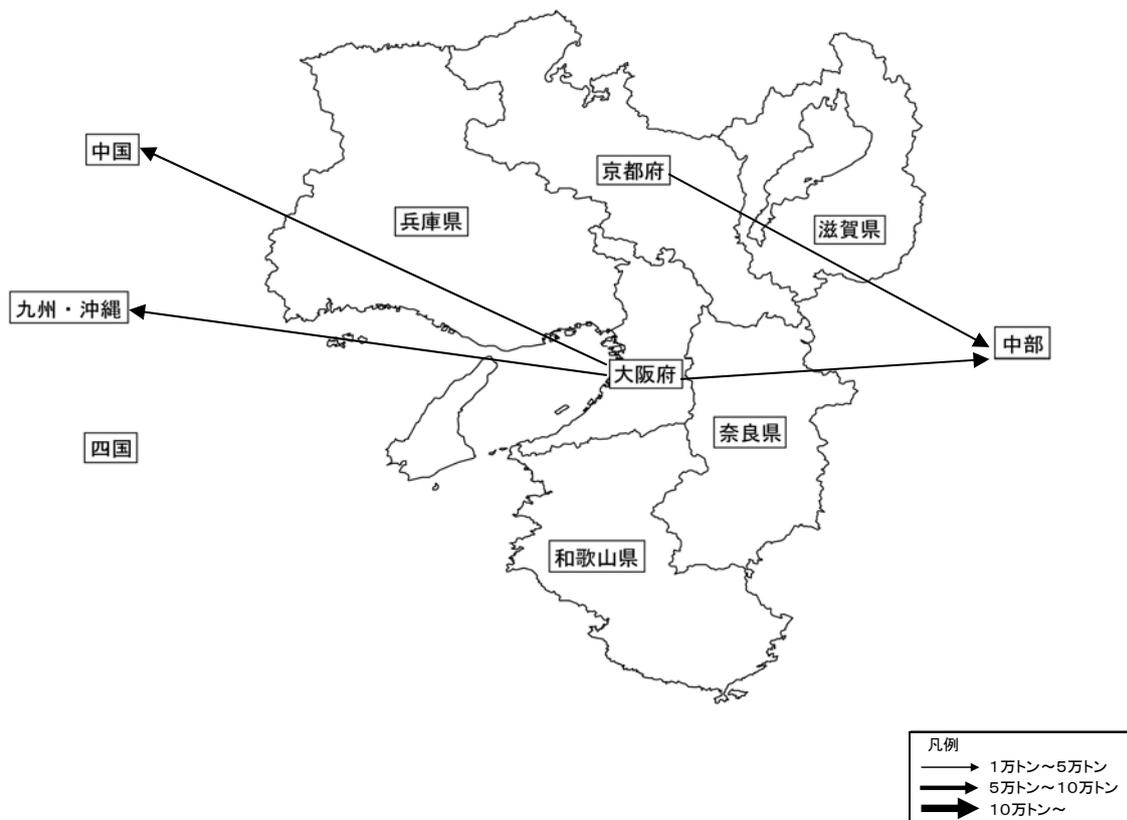
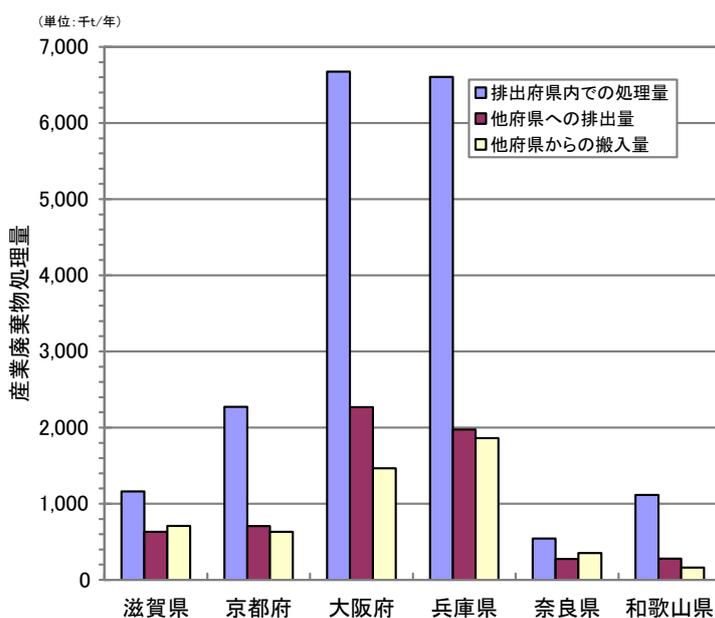


图 5-23 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 府県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況を見ると、図 5-24 のとおりである。

- ①各府県とも自区域内処理量が他区域への搬出量及び他区域からの搬入量よりも多くなっている。
- ②滋賀県は搬入量が搬出量より多くなっており、奈良県も同じ傾向である。
- ③大阪府は搬出量が搬入量より多くなっており、兵庫県、京都府、和歌山県も同じ傾向である。大阪府は、搬出量が搬入量の約 1.5 倍となっている。



(単位:千トン/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出府県内での処理量	1,164	2,273	6,676	6,604	542	1,117
他府県への排出量	633	707	2,268	1,976	274	279
他府県からの搬入量	711	634	1,465	1,864	354	164

図 5-24 近畿ブロック内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

近畿ブロックにおける産業廃棄物の府県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥、ばいじんの3品目で55.1%を占めている。最終処分目的の場合、汚泥及び廃プラスチック類、鉱さいの3品目で63.7%を占めている。
(図5-25 参照)

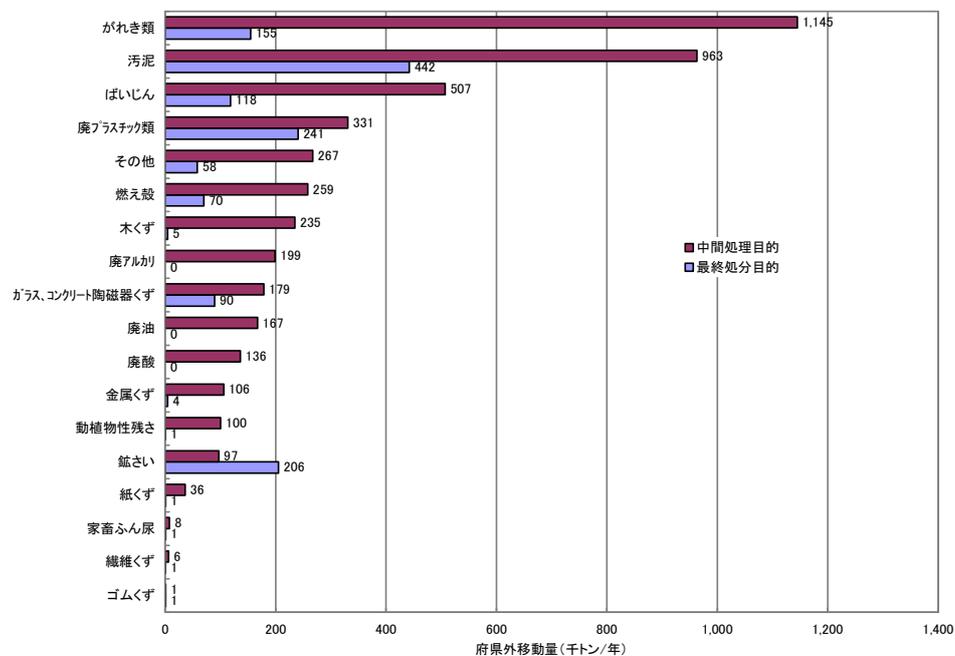


図5-25 近畿ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動（平成17年度）

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される主な8種類の広域移動状況をみると図5-26～5-33のとおりである。

(1) 汚泥

図5-25によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が96.3万トン、最終処分目的量が44.2万トンとなっている。

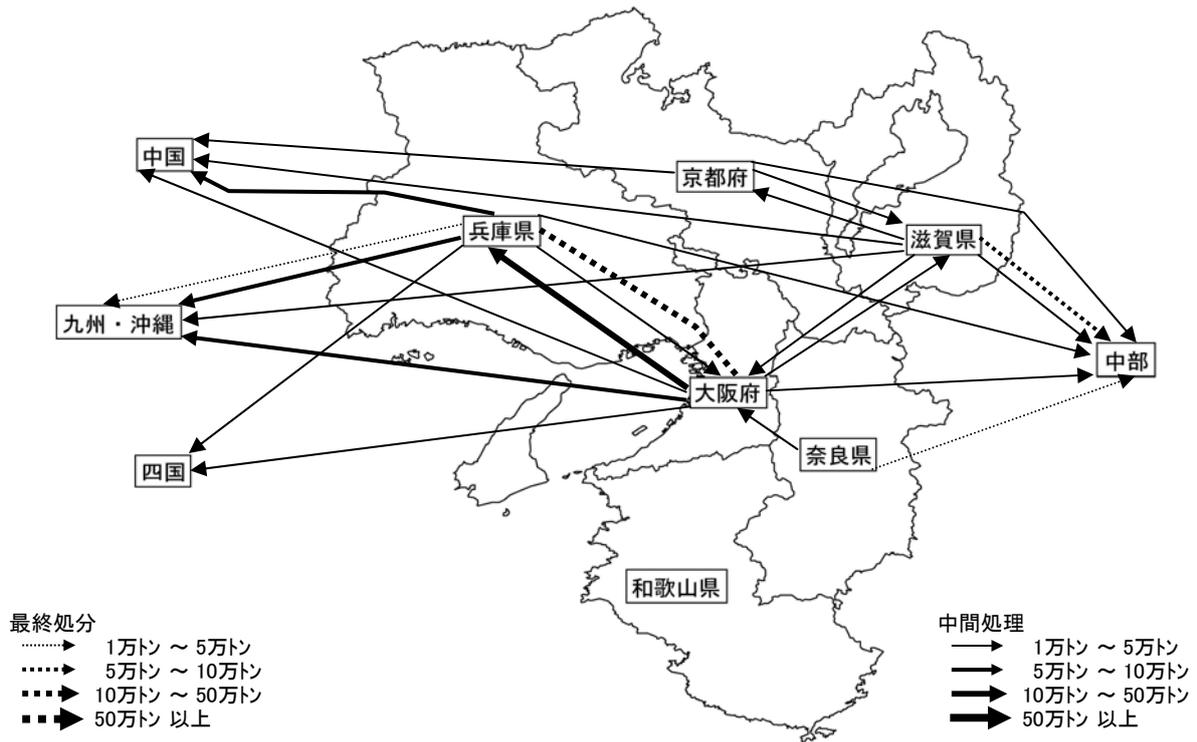


図5-26 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(2) がれき類

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が 114.5 万トン、最終処分目的量が 15.5 万トンとなっている。

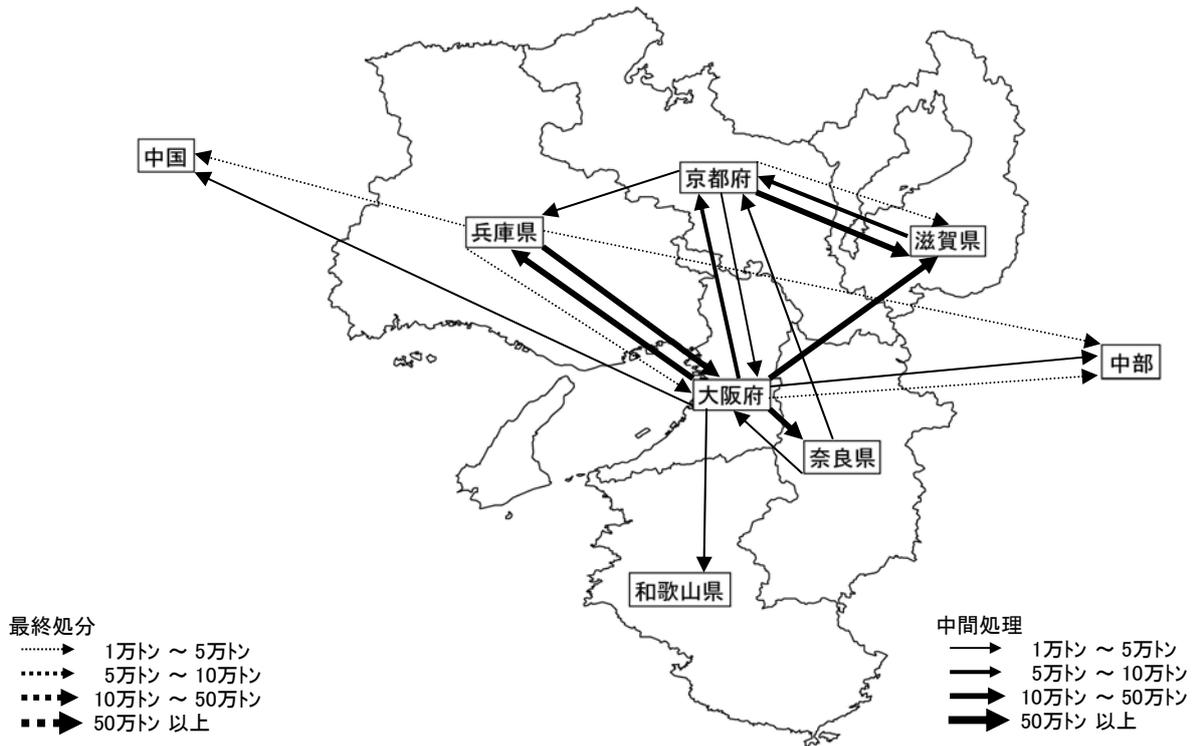


図 5-27 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(3) ばいじん

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるばいじんは、中間処理目的量が 50.7 万トン、最終処分目的量が 11.8 万トンとなっている。

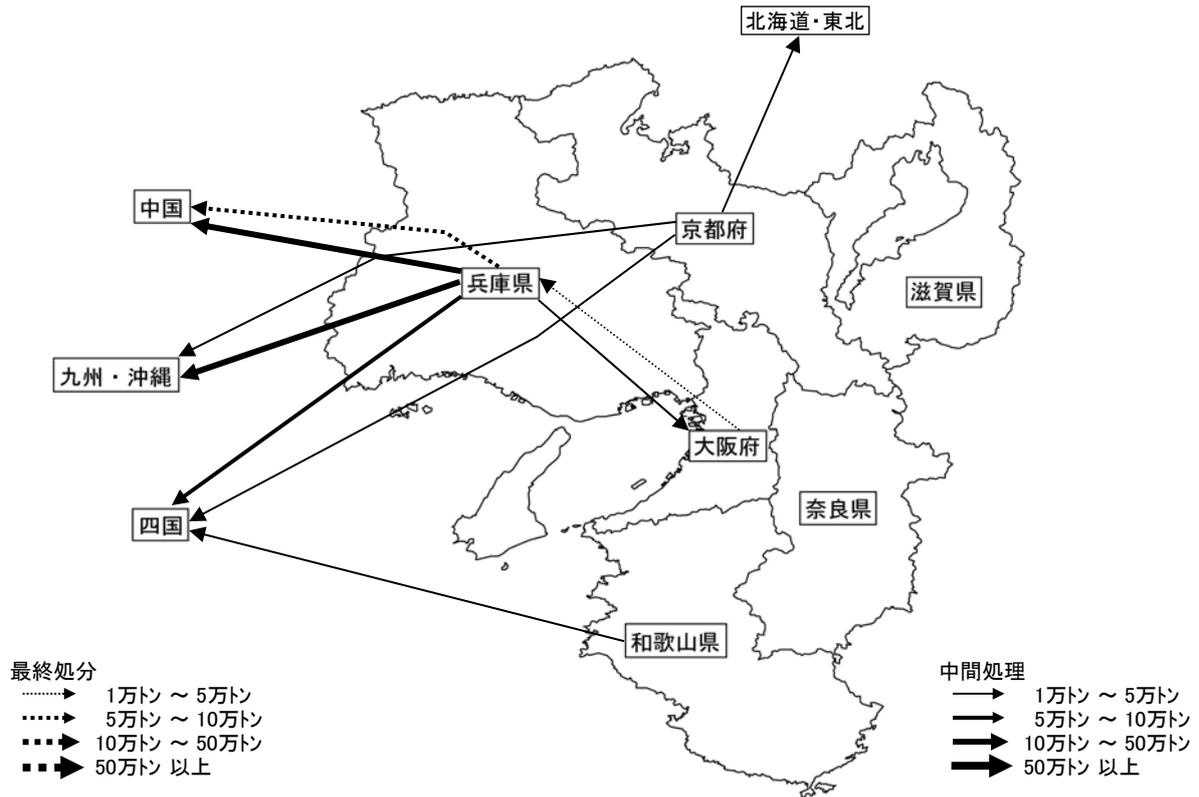


図 5-28 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量 (ばいじん)

(4) 廃プラスチック類

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 33.1 万トン、最終処分目的量が 24.1 万トンとなっている。

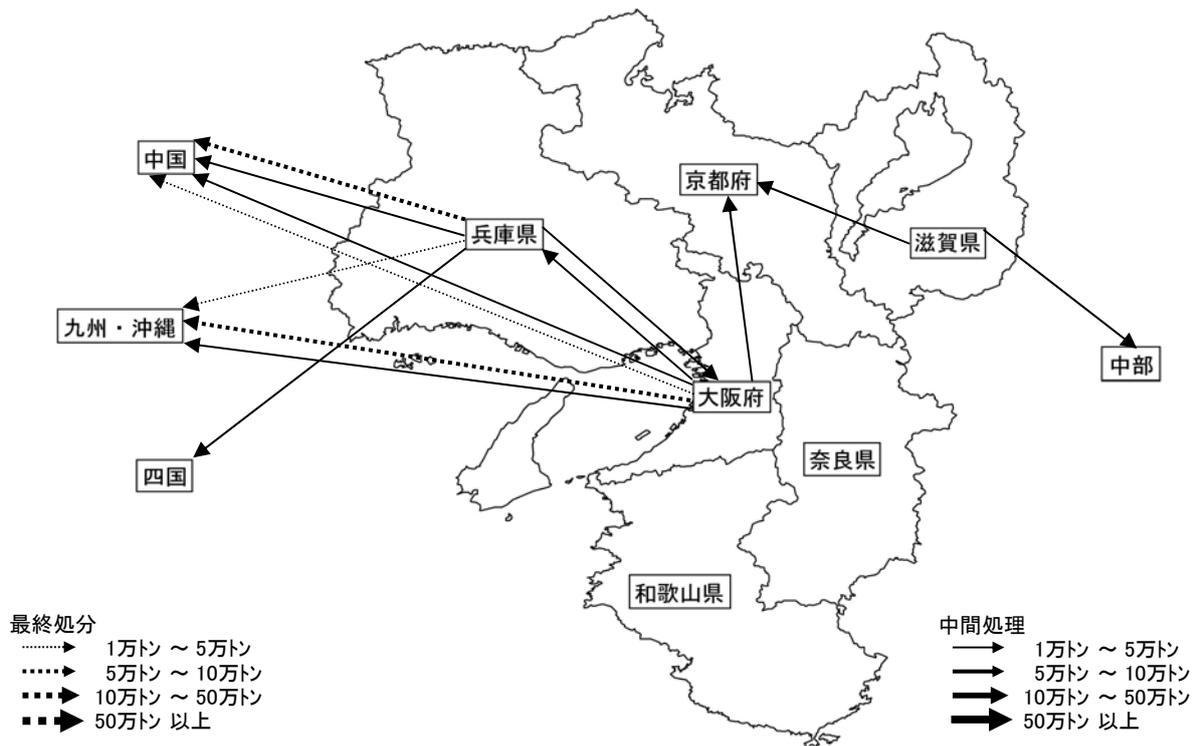


図 5-29 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(5) 燃え殻

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される燃え殻は、中間処理目的量が 25.9 万トン、最終処分目的量が 7.0 万トンとなっている。

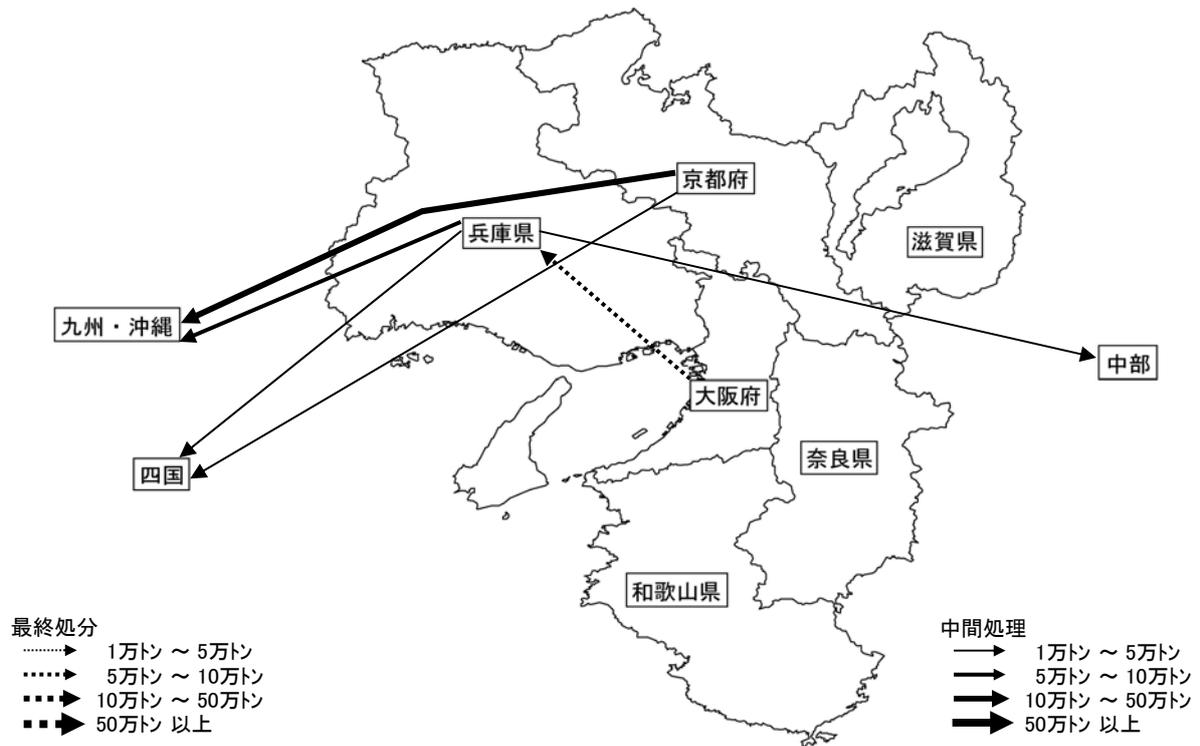


図 5-30 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量 (燃え殻)

(6) その他（感染性廃棄物や混合廃棄物等）

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される感染性廃棄物や混合廃棄物等のその他の廃棄物は、中間処理目的量が 26.7 万トン、最終処分目的量が 5.8 万トンとなっている。

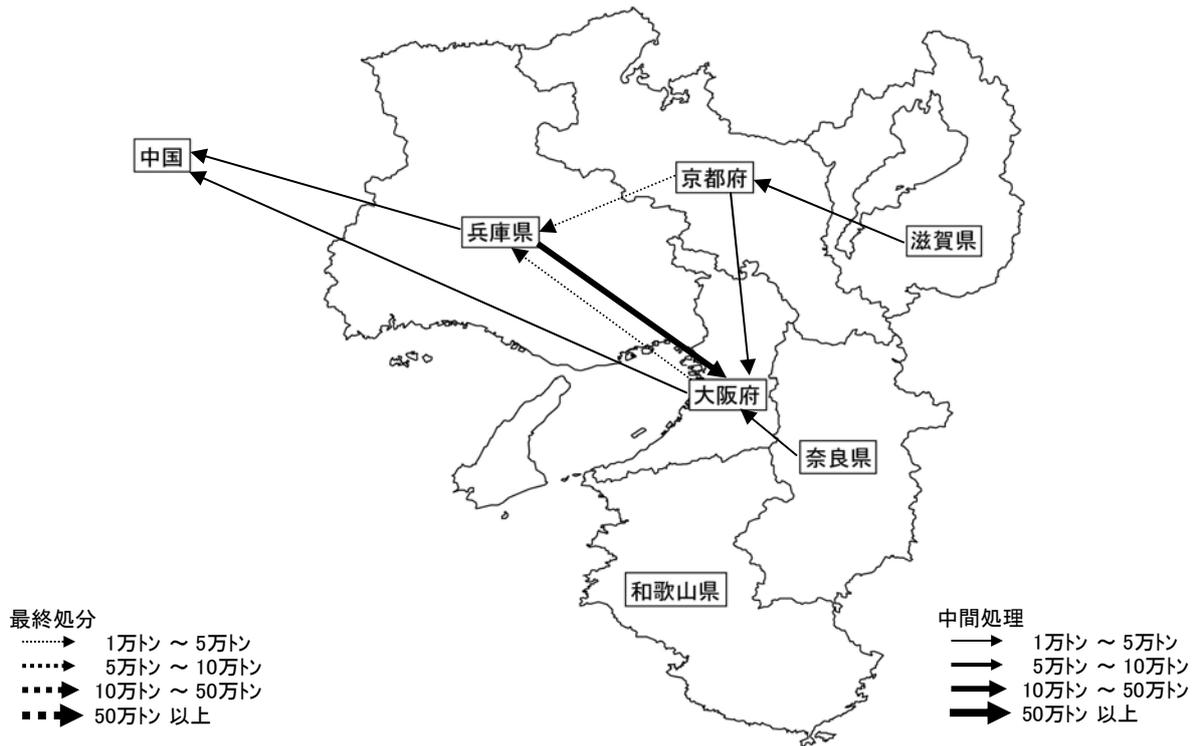


図 5-31 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（その他）

(7) 鉍さい

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される鉍さいは、中間処理目的量が 9.7 万トン、最終処分目的量が 20.6 万トンとなっている。

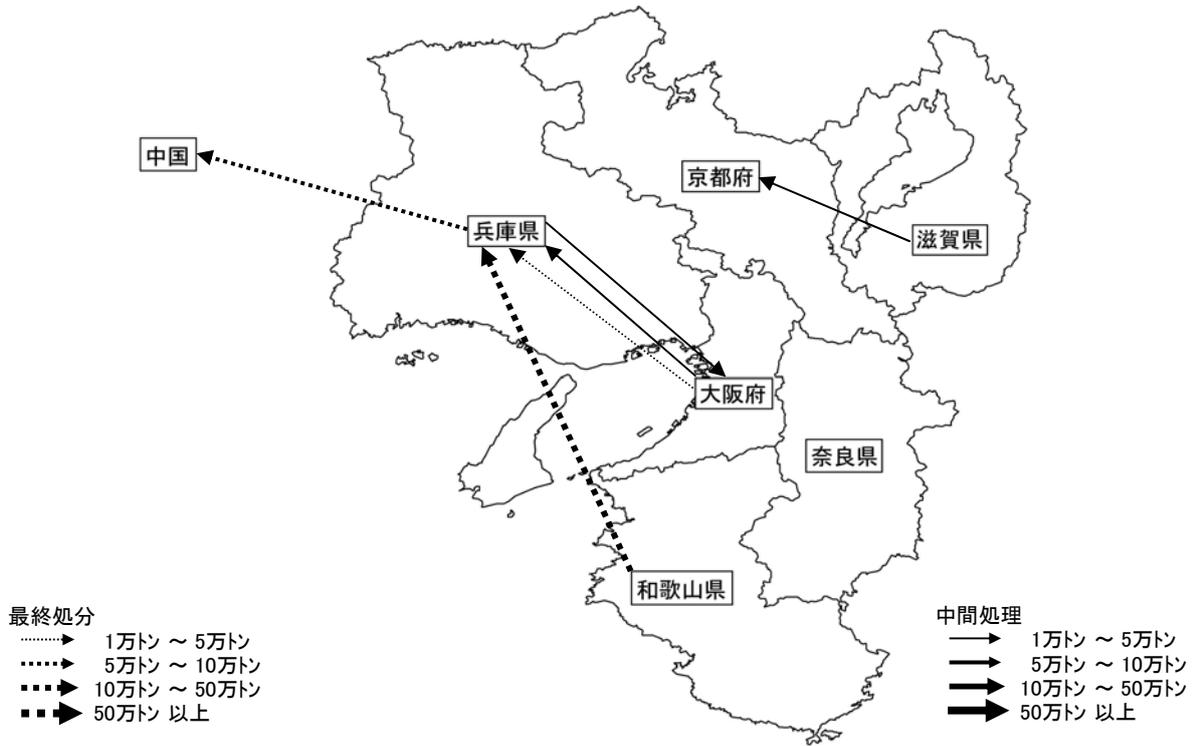


図 5-32 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉍さい）

(8) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

図 5-25 によれば、近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 17.9 万トン、最終処分目的量が 9.0 万トンとなっている。

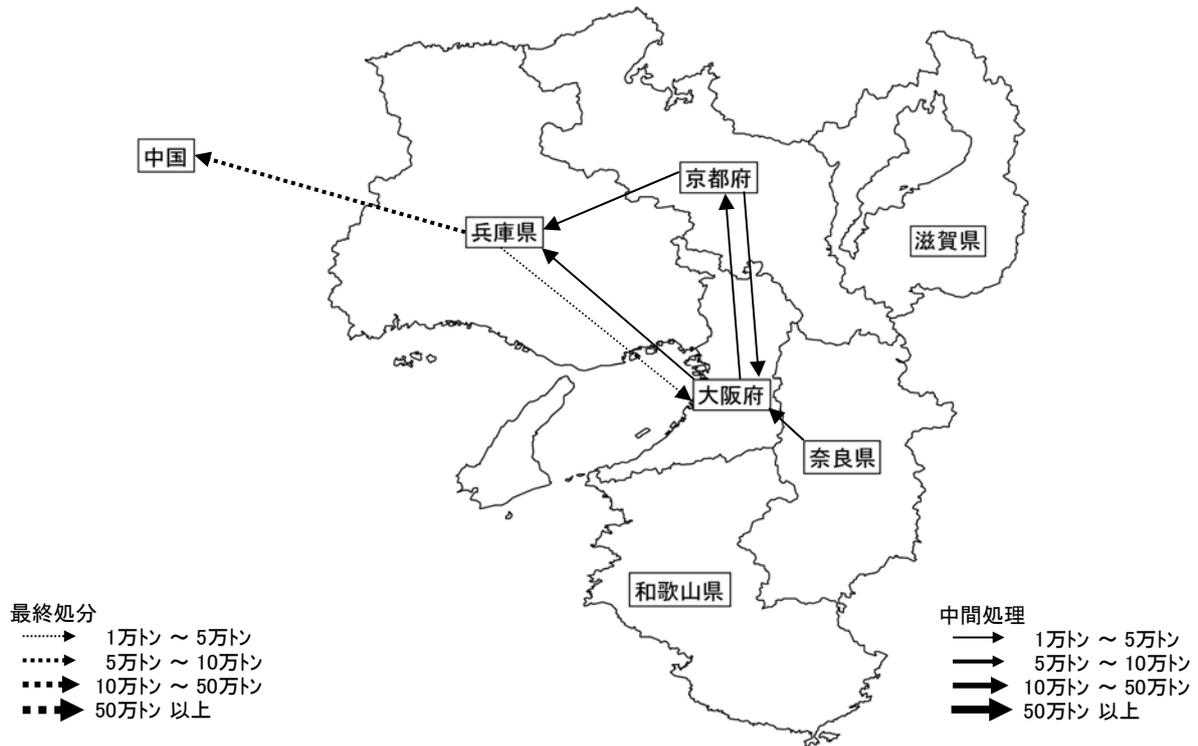


図 5-33 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)